

第 3 回 館 山 市 議 会 定 例 会 會 議 録
(第 4 号)

1 昭和60年9月19日(木曜日)午前10時

1 館山市役所議場

1 出席議員 25名

1番 神田 守隆	2番 田沢 勝信
3番 山中金治郎	4番 日下 君敏
5番 川名 正二	6番 生稻 陞
8番 小宮 利夫	9番 福原 勤
10番 横溝 功	11番 飯田 義男
12番 石井 謀	13番 石井 昌治
14番 伊藤幸太郎	15番 渡辺 昭夫
16番 松下 正己	17番 近藤 好雄
19番 黒川 平治	20番 石井 武敏
21番 吉田勇治郎	22番 林 豊
23番 伊賀 多朗	24番 流山源次郎
26番 石井 正	27番 安西 益男
28番 安澤 徳順	

1 欠席議員 2名

7番 榎本 春光

25番 五十嵐 昇

1 出席説明員

市長 半澤 良一
 収入役 山田 俊康
 総務部長 川畑喜代志
 経済部長 吉岡 政雄
 教育委員 会長 杉村 芳枝
 選挙管理委員 会長 加藤 利
 監査事務局長 橋本 巖利
 農業委員 会長 池田 六郎

助 役 小倉 澄男
 市長公室長 斉藤 武男
 民生部長 鈴木 力
 水道課長 石井 敏夫
 教育委員 会長 福原 修
 選挙管理委員 会長 佐藤 輝雄
 事務局書記長 斎藤 明
 農業委員 会長

1 出席事務局職員

第1号に同じ

1 議事日程(第4号)

昭和60年9月19日午前10時開議

日程第 1

- 認定第 1 号 昭和 59 年度館山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 昭和 59 年度館山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 昭和 59 年度館山市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 昭和 59 年度館山市と畜場特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 昭和 59 年度館山市ユースホステル特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 昭和 59 年度館山市学童災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 昭和 59 年度館山市水道事業特別会計収支決算の認定について
- 認定第 8 号 昭和 59 年度館山市国民宿舎事業特別会計収支決算の認定について

開 議 午前 10 時 04 分

○議長（流山源次郎君） 本日の出席議員数 25 名、これより第 3 回市議会定例会第 4 日目の会議を開きます。

議長の報告

○議長（流山源次郎君） この際、申し上げます。

昭和 59 年度決算に係る主要な施策に関する報告、財産に関する調書及び昭和 59 年度館山市一般会計、特別会計歳入歳出決算審査意見書中に一部印刷の誤りがあり、訂正いたしたい旨の申し出がありました。

お手元に配付いたしました正誤表によりまして、訂正方をお願いいたします。御了承願います。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

議案の上程

○議長（流山源次郎君） 日程第1、認定第1号乃至認定第8号昭和59年度一般会計及び各特別会計決算を一括して議題といたします。

質疑応答

○議長（流山源次郎君） これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

20番議員石井武敏君。御登壇願います。

（20番議員石井武敏君登壇）

○20番（石井武敏君） 昭和59年度の決算に関しまして、御質問申し上げたいと思います。

私の質問の内容、趣旨はすでに通告してございますので、その通告しました趣旨に従いまして順次質問を申し上げたいと思っております。

まず、第1点は、市民税に関しての質問でございますが、決算書の15頁、ここに示されております市民税に関係をしまして御質問申し上げます。質問の趣旨は、地方税及びその他の納付金等を年間均一に徴収して市民が納めやすいようにしたらどうかという質問であります。市民税は賦課期日が1月1日で申告は3月でありまして、納付は6月からで、会計年度の4月から翌年の3月までの4回の分割納付となっております。また、固定資産税は賦課期日が4月1日で4月から4回分割納付であります。国保税は4月から年間4回分割でありまして、当市の場合は6回までに改正をされていると思います。そして、国民年金は4月から3カ月間がプールされた納付書で年4回サイクル、または毎月月割りにされていると思います。

このような状況下で、1種類のみの方は3万から4万程度であります、同月に2種類以上の税金の納付期が重なった場合には6万から8万というように多額になるわけでございます。これが家庭の経済を圧迫していくというように考えられます。そのために徴収率の低下につながっているのではないかという面がございますので、そこでこれらの諸税納付金をすべて1カ所にプールをして計算をして、そしてその総額を10等分にして6月から翌年の3月までに均等に納付できるようにすれば、家庭にとって生活とか家計の設計がやりやすいと思うわけでございます。いずれにしましても徴収の推移を見ますと年々徴収がしにくくなっているような状況も見受

けられますので、これは市民が税金を納めやすいような方法に変えていくということが最良であろうかと私は考えますので、その点についてお考えを伺いたいというように思います。

2点目は、53頁でございますが、13節委託料に関しまして、ここに空調設備の保守点検委託料が載っておりますが、これは市庁舎の保守点検委託料でございます。これに関しまして御質問申し上げたいと思います。市が財産管理をしているこうした保守点検は各種あると思います。このほかに自動火災報知器であるとか、エレベーターであるとか、行政無線であるとか、あると思います。特に特殊なものに関しましてはすべてが随契になっております。もちろん市の側にはその特殊な技術の理解がないために業者の一方的な言い分によります契約をされているのが実情であろうかと思えます。そこで質問ですが、この保守料の決定の基準と精算の根拠はどこにあるのかについてお答えをいただきたいというように思います。

最後に、もう1点。72頁の民生費中の扶助費でございますが、扶助費がかなりの不用額を出しております。これらの扶助費は社会的にも最も弱い立場の人たちに対する扶助費でありますので、住民の要望に関しまして十分応じた上でなおかつ不用額を出しているのであろうかどうか、そういう観点からいまして少しこの不用額について、その理由について御説明を承りたいというように考えます。

以上、3点にわたりまして御質問いたします。御答弁によりまして再質問いたします。よろしく願います。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 石井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第1点は、市民税に関する質問でございますが、地方税及びその他の納付金等を年間均一に徴収し、市民が納めやすくすることができないかという御質問でございますが、市税等を年間均一に賦課徴収する、いわゆる集合徴収につきましては、当市でも過去電算導入後に事務改善の一環として機械化、合理化とともに徴収率の向上策として検討した経緯がございます。ただ、その時点ではいろいろ問題点がございまして、第1点としては、会計及び科目の違いによる問題、第2点、納期の回数問題、第3点、案分による納税証明の問題、第4点、納期により財政的な問題、このよう

なことから当市としては適当でないとのことから現行の標準的な方法を続けてまいりました。御指摘の集合徴収採用の適否につきましては、今後徴収率向上策及び事務合理化の一環といたしまして先進地等の状況を見ながら将来の検討課題といたしたいと存じます。

次に、第2点、委託料の中の空調設備保守点検委託料に関連しての御質問でございますが、昭和59年度一般会計におきまして市が行っております機械及び設備の保守点検委託契約の件数は庁舎ほか35施設で78件でございます。委託契約につきましては、数社による見積もり合わせ、または1社との随意契約の方法で実施をいたしております。委託料の積算の根拠といたしましては、例えば庁舎の空調設備保守点検委託料につきましては東芝首都圏サービスと契約を締結しておりますが、内容としましては人件費が主なもので、その他雑材消耗品費、機械運搬費、出張旅費等でございます。

次に、民生費中、扶助費に関する御質問でございますが、その不用類の主なものについて申し上げますと、まず心身障害児医療費給付扶助費が290万6000円でございます。これは昨年10月健康保険法の改正に伴い増額補正をいたしましたところ、医療費の伸びが予想より少なかったことに原因がございます。また、母子、父子家庭医療費給付助成費につきましても同様でございます。額は66万6000円でございます。その他精神薄弱者施設収容援護扶助費については、施設にあきがなく入所待ちが長かったことによるものでございます。額にいたしまして55万7000円でございます。

以上、答弁を終わります。

◎20番(石井武敏君) 第1点目につきまして、これは現在の市長答弁では、先進地も視察をして今後改善できるかどうか取り組んでまいりたいというような前向きの御答弁ありましたので、この件に関しましては質問を打ち切ります。

2点目の保守点検委託料につきまして、なお2、3お尋ねしたいと思っております。当市におきましては、財産管理としましてたゞいま御答弁の中にありました35施設、78件に及ぶ保守点検を委託しているわけでございます。主なものは空調設備とか行政無線とかボイラーとか、プール、エレベ

ーター、コンピューター等とあるわけでございますが、この委託料につきまして今回の決算書に示されております保守点検委託料の総合計は970万9431円というふうになっております。

保守点検委託料は、ほかの例えば建設関係の工事のように指名競争や入札の方法によって契約をされているものはないのでありまして、こうした指名競争や入札によりまして契約されれば契約をする会社の方でサービスをして企業努力をするのですが、また適正な価格の契約ができると思うんですが、これらの保守点検に関しましてはそのほとんどが随契になっております。随契になっていないものはただいまの御答弁にもありましたようにほんの1、2件は見積もり合わせ等ありますが、ほとんどが随契であります。もちろん特殊な技術の理解が市の側としては持ち合わせてありませんので、これは業者の一方的な言い分による契約をされているのが現状だろうというように私は思うんですが、私はこれらの保守点検委託料というものはぜひ総点検をする必要があると思います。

まず、契約書であります、いわゆる保守点検を依頼する会社との契約書には保守点検をする対象の機器とか機械の種類とか保守の方法とか、保守料の有効期間等が必ず明記されていると思います。問題は、有効期間中は全責任を会社側で持つという内容が果たして明記されているかどうかこれは大事な問題であるというように私は考えます。といいますのは、これは保守点検の不備によりまして事故につながるものもあると言えるからであります。例えばエレベーターであるとかボイラーであるとか、何かの不備で事故を招く可能性をもっているわけでありまして、そうした点でこの保守料を払う以上、その期間において会社側が全部責任を持つということが明らかになっていなければならないというように私は考えます。大きな事故が起こった後でこれは果たしてどこの管理責任だろうかという問題が必ず私は生ずるのではないかというふうに考えます。また、事故が起こらなくても契約の際にはそうしたものをはっきりさせるべきであるというように私は考えております。

その次には、保守点検を依頼しているの、その保守点検に必要な点検用の器具であるとか用具費は点検する会社側の持ち分であって当然だろうと私は思います。これが例えば市が払うような見積もりとなっていたとす

れば改善しなければならぬというように私は考えるんです。

次に、保守点検に必要な経費というのは、これは市長答弁にもありましたように、そのほとんどが人件費あるいはその他の関連経費——人件費を多く含んでいるわけでありますが、そしてこの人件費の割り出し方でございますが、人件費の割り出し方に水増しがないかどうか、こうした点をぜひ確認をする必要があるというように私は思うわけです。こうした検討を当市が重ねていけば私は年間納めている保守料のかなりの額が節減できるのではないかとこのように考えております。

さて、質問であります、今回の決算に載っております市庁舎の空調設備保守点検委託料、総額が載っておりますが、この内訳を明らかにしてもらいたいと思います。たしか点検回数は年に4回点検をしているというように思いました。

また、コミュニティセンターのエレベーターにつきまして、これは関連でございますのでお尋ねするんですが、このエレベーターの購入の際にアフターサービスで何年間かは保守点検がついているように思います。これはエレベーターの安全性についてですが、何年間はもしも故障箇所が起これば無料で直しましょう、保守点検をしましょうというように当然ついていると思います、いわゆる保証期間が。私たちが一般的に電化製品を購入しましても今の常識で1年とか2年とか必ず保証サービスがついております。当然エレベーターでございます、これまた人命を、人間を乗せて上がったたり下がったりしますので、事によっては事故につながる可能性もなきにしもあらず、こうした点でその保証の期間がどういうふうになっているか。これは私はアフターサービス期間中に有料で保守点検をしているのではないかとこのように考えますので質問しているわけでございます。たしかこのエレベーターは昭和58年10月から始動しているというように考えておりますので、この点御質問いたしますのでお答えいただきたいと思っております。

それから、民生費につきましては、ただいま御説明がありましたけれども、この中で心身障害者児医療費、この給付している対象人員はこの決算の中では何名になっているか、あるいは医療にかかった件数としては何件になっているか等を御説明願いたいというように考えます。

また、精神薄弱者施設の収容援護扶助費につきましては、施設が定員に満ちてしまって入所待ちが長かったことによるというような説明がありましたが、現在何名施設に入りたいけれども入れない方々がいるのか、その辺を説明していただきたいというように思います。

以上です。

○総務部長（川畑喜代志君） 石井議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の、市庁舎の空調設備の保守点検委託料の内容ということで伺いましたのでお答えいたします。市庁舎の本館と新館に分かれておりまして、本館につきましては委託料は120万円でございます。それから新館につきましては32万、あわせて152万ということでございます。

それから、委託料の中身でございますけれども、人件費が1時間当たり3700円ということで288時間、106万5600円、雑材消耗品費ということで7万2000円、それから機材運搬費が1万2000円、それから出張費ということで向こうの職員が参りますので1400円掛ける9人掛ける4回ということで5万4000円——年間4回の点検ということですので、4回掛けいたしまして5万4000円ということでございます、これをあわせると120万ということになります。

それから、同様に新館につきましても、人件費が1時間当たり3700円でこれは80時間掛けまして29万6000円、それから雑材、機器運搬費が1万、出張費が1万4000円ということで32万ということになっております。

それから、続きましてコミュニティセンターのエレベーターの保守点検期間ということですが、今資料取り寄せ中でございますので、もうしばらくお待ち願いたいと思います。

以上です。

○民生部長（鈴木 力君） 心身障害者医療支給制度の問題でございますが、これに対しましては県の上のせ条例といたしまして市の方で障害者——県におきましては重度の者を対象としておりますが、これに対しまして市の方では中度までの身障者を対象としておるわけでございますが、そこでお尋ねの対象者につきましては、身体障害者におきましては全部で1153名が身体障害者の手帳を保持をしておりますが、その中の1級から

4級までのいわゆる重度、中度の者が915名おります。これが身障者医療費の対象人員でございます。それに対しまして59年度におきましては支給件数といたしまして3539件の支給をしております。

それから、なお精薄厚生施設への入所を希望しておる者で現在満所というところで、いわゆるあきを待っているという者につきましては、数名おるというふうに聞いております。

以上でございます。

◎20番(石井武敏君) 保守点検委託料につきましては、1時間3700円という人件費、人数としては今の御説明で出張費が出ているわけで、保守点検を委託をしても出張してもらうので出張費というのを払っているわけでありまして。また、この出張費の人数を見ますと9名ですか、9人の人が年4回来て、その人件費が135万円ということになります。今の御答弁ちょっと私聞き漏らした点があるかもしれませんが、数字的にどうなんでしょうか。たしかそういうふうに私は聞いたんですが。要するに9人の人が年4回保守点検に来て、そして9人の人たちの人件費というのが年間135万円であるということになりますね。これは労働賃金が1時間3700円の算出によるものでありまして、またそれに時間を掛けてこのような見積もりになっているわけですが、この人件費につきましていわゆるもう少し同じような設備を点検している会社とか、あるいは同じような設備を持っている他市とか、そうしたものと比較検討をしたりする必要があるので私には思います。人件費が割高ではないかというように考えます。

これは空調設備ばかりではないと思うんですが、それでなお内訳の中には人件費、雑材費、機械運搬費、出張費というようになっているわけでございます。この中に例えば、雑材費とは何だろう、これが雑材費というのが当然点検に必要な材料であるとするればこれは当然点検をお願いしているわけですから会社側がこうした費用は持つべきではないだろうかという感じを私は持つんです。

例えば、空調設備の部品を取りかえた場合には、手元にちょっと資料があるんですが、館山市の空調設備はモジュラックユニットであります、商品名は。お金のかかる部品というのはいわゆる高圧スイッチ、冷房用凍結

防止サーモスタット、暖房用凍結防止サーモスタット、ルームサーモスタット、圧縮機用オーバーロードリレー、圧縮機用ランニングキャパシター、風送機用ランニングキャパシター、制御回路用ヒューズ、これらを取りかえられれば当然お金を払うべきです。だけどころいう部品でなくて、検査をするための器具であるとすればこれは会社が持つべきであろうというように私は考えるわけです。

また、この器具の運搬費、これはおそらく点検するための器具の運搬費ではないかなと考えるんですが、もしもこれが点検するための器具の運搬費であるとすればこれもやはり請け負う会社が持ってもいいんじゃないか。

人件費から出張旅費から、あるいは向こうで点検に必要な機械から、そうしたものをこちらの市側でいろいろとお金を払うということは、この中でどうしても必要な市が会社に払わなければならないというもの、これはまず適正な人件費であります。適正な人件費は払うべきであります。また、部品が故障した場合の部品代、これは払うべきだろうと私は思います。こうしたように私は保守料の中でまだまだ検討をすべき点が多々あると思いますが、そうするとこうした点で人件費について、あるいは雑材費について、機材運搬費について、もしお手元に資料があればお答え願いたいというように思います。ぜひともこういう点は総点検をして行政改革の一環として取り上げてもらいたいというように私は考える次第であります。

民生費につきましては、ただいまの答弁で了承いたしました。

以上、質問いたします。

◎総務部長（川畑喜代志君） お答えいたします。

先ほど、答弁を保留いたしましたコミュニティセンターのエレベーターの保証期間について御答弁申し上げます。保証期間は一応1年ということで会社の方と契約をいたしております。契約というか、そういうことで設置されているということでございます。

それから、人件費の積算でございますが、他市と、あるいはほかの施設等とのつり合いと申しますか、そこらへんの点検はどうかということですが、ほかの市等のすり合わせ等はやってはおりません。

それから、雑材消耗品費の内容でございますが、グリースであるとか、オイルであるとか、クリーナー、歯ブラシ、ウェス等、こういうものが一

応対象になっております。

それから、機器運搬費でございますが、保守点検の際に必要とします洗浄機、それから耐酸ポンプ、こういうものを運搬する費用、これが一応保守点検料の中に入っております。

それから、そういうものは会社が持つべきではないかという御指摘でございますが、部品については確かに壊れますれば私どもというか、いわゆる保守点検をお願いする方で持っているわけですが、雑材そういうふうないわゆる消耗品的なものにつきましてもやはりこれはその機械器具の正常な運転のために必要なものでありますので、やはり保守点検をお願いする方で持たざるを得ないのではないかということで考えております。

それから、機器運搬費につきましては、深く検討はしておらないわけですが、私ども保守管理をお願いいたしますのは、やはり技術をお願いするということですので、あくまでも言ってみれば人件費的なものを主に負担いたすということで、器具運搬につきましてはやはり私どもで持たざるを得ないのではないかということで現在のところ考えております。

◎ 20番（石井武敏君） ぜひ今後の改善策をお願いします。

時間ですので、質問を打ち切ります。

◎ 議長（流山源次郎君） 以上で20番議員君の質疑を終わります。

次に、3番議員山中金治郎君。御登壇願います。

（3番議員山中金治郎君登壇）

◎ 3番（山中金治郎君） 御質問申し上げます。

さきに2点通告をしておりますので、その点を御質問申し上げます。

まず、決算の総体についてお伺いいたします。

市長は、提案理由の説明の中で、実質収入で2億4000万何がし黒字決算になったということで述べておりますが、決算に係る施策の成果に関する報告書ですか、これの7ページでございますが、これによりますと、57、58年度に引き続いて今年59の3年目の赤字決算であるということがわかります。

単年度収支におきまして3年連続の赤字決算ということは、過去、私決算書を貸してもらって37年度から調べたことがありますが、23年間で3年連続の赤字ということは1回もない。しかも、56年度以降の実質収

入も漸減して56年度、59年度と比較してみますと、59年度は56年度の42%という数字になっております。

この自治体の決算様式は、企業会計と形式を異にしておりますので、俗にいう黒字決算どころではなくて、繰越額が2億4000万何がしあったということであろうかと思えます。59年度を見てみますと、起債が12億3650万、これから繰越額の2億4060万6000円、これを引きますと9億9589万4000円の実質的の赤字——これは借金ですから、赤字ということになるわけです。

さらに、59年度末の市債の現在高は幾らになっているのか、これはお聞かせ願いたいと思えます。おそらく59年度決算額から同年の市債の12億円何がしを差し引きますと87億8000強になりますが、これ大幅に超過している額になっていると思えます。決して健全財政とは言いがたい現況ではないかと思えます。私は、前に通告で、ある範囲を設けて起債を無制限にしないようにしていただきたいということでしたことがあります。市の財政の現況を確かめて事業選択をしてもらいたいと思えます。

市長はこのような財政事情どうお考えかお答え願いたいと思えます。

2点目につきましては、決算書の3番ですか、歳入についてお伺いいたします。

まず、1点目、市税の全般についてでございますが、約920万弱の不納欠損額を計上しておりますが、この不納の原因の主なものは何かということ。

2点目の、市民税、固定資産税、都市計画税、地方道路譲与税が予算現額から収入済額を差し引きますとマイナスになっております。いわゆるこれは歳入欠陥だと思えますが、その理由は何であるか。

3点目、地方交付税で7603万4000円の多額の予算の未計上額が出ておりますが、こういうものは3月の補正で追加すべきではなかったのか。

以上、御質問を申し上げます。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 山中議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第1点は、決算総体についての御質問でございますが、御案内の

とおり国及び地方公共団体を取り巻く現況は経済の低成長の中で厳しい財政環境にあります。地方公共団体の使命は地域住民の要請にこたえて道路、公園、学校、清掃等、生活環境施設の整備、充実を初め、住民福祉を増進することにあります。したがって、税を初め各種の収入を最も効率的に使用し、収支の均衡を図りながら計画的にでき得る限りにおきまして充実したサービスを提供することをございますが、年度におきましては増収の見込めない年度、あるいは特別な需要が生じた年度においては繰越金等の過去の蓄積した一部の財源を充当することなど、年度間の財源調整に配慮する必要がございます。私は以上のことを基本といたしまして、財政運営に努めてまいりました。

市税を初め一般財源にその多くを期待できない状況の中で住民福祉増進の観点から社会資本の整備、充実と事業の円滑な推進を図るため、適債事業の厳しい選択を行いながら起債の発行をしてまいりました。しかし、市債の発行は後年度において公債費として負担をしなければならないものでございます。したがって、今後とも長期的な視野に立ち、市債の抑制を含めその適正な活用を図り、行政水準の確保、向上と健全財政の維持に努めてまいります。

なお、59年度末の市債現在高は94億5550万6000円でございます。

次に、歳入についての御質問でございますが、まず、第1点は920万円の不納欠損額を計上している原因は何かという御質問でございますが、地方税法第18条の規定により5年で時効が完成したものが658件、288人、金額549万5941円、同法第15条の7第4項の規定により3年で時効が完成したものが144件、52人、金額143万174円、同法第15条の7第5項の規定により徴収権が即時消滅したものが84件、4人、金額227万2422円、計886件、919万6357円でございます。

次に、市民税、固定資産税、都市計画税、地方道路譲与税が予算現額から収入済額を差し引くとマイナスになる、いわゆる歳入欠陥になっているがその理由はという御質問でございますが、市民税につきましては当初予算調定額におきまして59年度税制改正に伴います個人住民税の減税分を

1440万円ほど過小に見積もりいたしましたことと、法人市民税減免課税分におきまして市内法人3社で1860万円ほどの新規滞納が発生したこと等によるものでございます。

次に、固定資産税、都市計画税におきましては、主としてサービス業等の大口滞納者によります滞納額の累積によるものでございます。

また、地方道路譲与税でございますが、当初予算の見積もりにあたりましては、過去の推移及び地方財政計画におきまして減額が見込まれることなどから、前年度対比5.5%減の4770万円を計上いたしましたのが、決算におきましてなお189万余円の不足を生じたものでございます。

次に、第3点、地方交付税の予算額と決算額との差7630万4000円についての御質問でございますが、特別交付税の3月交付分の決定が3月中旬でございますので、交付額を下回る額の推計により3月補正財源としての計上は可能でございます。59年度の場合、それぞれの補正は一般財源におきまして市税の一部、国有提供施設等所在市町村助成交付金、特別交付税の一部と繰越金をもって充当できましたので、3月におきましては保留いたし、補正はしなかったものでございます。

以上、答弁を終わります。

◎3番(山中金治郎君) 今議会は、この後決算特別委員会が2日とってあるようでございますので、いろいろと審議を尽くされるかと思っておりますので再質問はいたしません、ただ要望を2点、申し上げます。

先ほど、御質問申し上げましたように、この決算書を見ますと財政事情が非常に厳しいということはおわかりかと思えます。市債もかなりふえてまいりますし、この財政を建て直すにはどうするかということもお考えかと思えます。ですから、この決算終わりますと予算の編成期に入りますので、将来は税収の伸びが図れるような前向きの経済政策を予算に盛り込んでいただきたいということをもまず1つ要望申し上げます。

また、2点目は、この決算書の歳出の中で大分不用額が出ております。不用額というのは、考え方によりますれば職員の皆さんが非常に御努力なされたその結果がこういう数字になっているということもありますが、また一面には予算を計上するのの際して積算が甘かったんじゃないかということ、また予測の誤りがあったんじゃないかというようなことも考えられ

ます。それと、もう1つは、不用額がかなり出た場合にはやはりそのときに補正をしてほかに流用したらどうかということもあります。この中には予備費を充用して予算に組んだものも中にあります。しかし、そういうものも不用額となって計上しておりますので、それらをよく御検討願って、厳しく予算に取り組んでいただきたいという2点を要望いたしまして質問を終わります。

◎議長（流山源次郎君） 以上で3番議員君の質疑を終わります。

次に、1番議員神田守隆君。御登壇願います。

（1番議員神田守隆君登壇）

◎1番（神田守隆君） すでに質疑通告いたしました諸点についてお尋ねをいたします。

私の質問は、歳入歳出決算書、事項別明細書に沿ってお尋ねをいたします。

まず、15号、市税についてであります。市税の徴収率の減少理由についてお尋ねをいたします。58年度前年度の市税徴収率93.9%に対し59年度の徴収率は92.9%というふうに減少をしているわけであり、この結果、収入未済額で見ますと、58年度の収入未済額が2億4851万1000円から3億634万3000円ということで収入未済額は前年度に比べて23%もふえているわけであり、少しさかのぼりまして昭和56年度に比較をいたしますと、市税の調定額は24%ふえているわけであり、収入未済額で見ますと何と73%もふえているわけであり、収入未済額は調定額に対し加速度的に増大をしているというふうにいえるのではないかと思います。収入未済額の増大すなわち市税徴収率の減少の理由についてどのようにお考えであるか御説明をいただきたいと思うわけであり、

次に、16号、国有資産等所在市町村交付金及び納付金についてであります。電電公社が4月1日から民営化をされ、これまで収めていた電電公社からの納付金についてはなくなることになるかと思っております。これに代わり固定資産税が課税されるということになるわけであり、59年度の電電公社の納付金については幾らなのか。また、固定資産税の課税の上で資産の把握に問題はないかお聞かせをいただきたいと思うわけでありま

す。

次に、22頁であります。土木使用料ということで、この中に道路占用料あるいは住宅使用料、それぞれ歳入が計上されているわけですが、道路占用料で9万1260円、住宅使用料で140万8185円が収入未済額ということで計上され、また不納欠損としてもそれぞれ6万3670円、あるいは17万1600円が計上されているわけがあります。これらの理由についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

次に、37頁であります。財産の売払収入ということで、財産である市有の土地を売却をして、市有地を払い下げたために3932万5000円余の収入があったわけですが、この払い下げの内容について御説明をいただきたいと思ひます。払い下げをするということにはそれなりの事情や理由があつてのことだと思ひわけがあります。これについても御説明をいただきたいと思ひわけがあります。

さらに、市の普通財産は、209頁の財産に関する調書によりますと、土地で3万9800平米余あるわけでありまして、こうした普通財産の管理が大変大事だろふと思ひわけがあります。こうした市有財産の払い下げにあつて市としては基本的な考え方がありましたら御説明をいただきたいと思ひます。

次に、81頁であります。生活保護費に関して扶助費ということで4億2289万8000円余が支出されております。福祉事務所の方で作成いたしました昭和60年度の福祉の現況によりますと、扶助費は54年度に比べて9%も減少をしています。保護率の推移を見ますと54年度から12%台で増減のそれほどない国の保護率に比べまして館山市の保護率は9.69%から7.58%へと大きく落ち込んでおります。国に比べ館山市は生活保護を受ける人が大変に減つてゐるわけだと思ひわけがあります。いわゆる低所得層、ボーダーライン層の所得が底上げをされたとかというようなことから生活保護に依存する方が減つたということならば大変に喜ぶべきことだろふとも思ひわけがあります。しかし、逆に市の審査が大変厳しくなつたためにこうしたことから保護率が下がつたんだとすれば大変重大な問題だと思ひわけがあります。こうした保護率の減少という、こうした問題についてどのようにお考えになつておるのかお聞かせをいただきたい

いと思うわけであります。

次に、90号であります。水道費ということで、三芳水道に4695万1000円、市営水道に1億867万1000円をそれぞれ支出をしておるわけであります。昭和59年度昨年度は当市の水道事業にとっては異常渇水ということで大変な水不足に苦しめられた年でありました。それだけに当市の水道事業にとっては昨年の水不足の問題から学ぶべき点は大変に貴重なことではないかと思うわけであります。市の水道事業にとってどのような問題点や課題が昨年の事態の中からお考えになっておるのか。また、昨年市営水道から三芳水道にいわゆる応援給水をしたわけでありますが、この量はどのくらいありましたのか、あわせてお答えを願いたいと思います。

次に、151号、国保会計についてでございます。国民健康保険税の徴収率も年々低下をしているわけであります。市税と比べましてもはるかにその事態は深刻だと言わなければなりません。今年の59年度のこの徴収率で81.3%であります。昭和56年度に比較をいたしますと85.9%でありますから、3年ばかりの間で4.6%も落ち込んだことになるわけであります。国保税の調定額全体としてはこの間20%ほど上がっている中で収入未済額は70%もふえているわけであります。こうした収入未済額の増大すなわち徴収率の低下の理由についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

次に、152号であります。国民健康保険財政の運営は政府の国庫負担補助率の引き下げによって大変重大な危機に直面していると言わなければなりません。こうした中で財政調整交付金の問題についてお伺いをいたします。財政調整交付金として、その他特別調整交付金250万円が国から交付されているわけでありますが、このその他特別調整交付金、これはどういう内容で交付されたものなのか御説明をいただきたいと思ひます。

以上、お尋ねいたしました。御答弁によりまして再質問をさせていただきます。

(市長半澤良一君登壇)

○市長(半澤良一君) 神田議員の御質問にお答えをいたします。

第1点は、市税徴収率の減少理由についてでございますが、昭和59年

度市税徴収率は92.86%で58年度徴収率93.91%と比較いたしますと1.05ポイントの低下となっております。59年度は景気が回復してきたといわれておりますけれども、館山市におきましてはあまり影響がなかったように考えます。

滞納者のうち国保税を含め100万円以上のもので法人、個人をあわせましての大口滞納者は69件でございます。この業種を見ますと、旅館業等サービス業20件、不動産業13件、鉄鋼造船業7件が主なものでございます。また、その滞納原因と思われれますものには経営不振24件、倒産18件、資金ぐり悪化16件等が主なものでございます。

国有財産等所在市町村交付金に関連いたしまして、電電の民営化に伴う資産の把握はどうかという御質問でございますが、日本電信電話株式会社の土地につきましては、その所在はすでに把握しており、地目の認定は賦課期日現在で行います。家屋につきましては、県地方課から家屋リスト等資料の送付を受けておりまして、安房支庁税務課と協力して評価を進めているところでございます。償却資産につきましては、自治大臣配分資産として自治大臣が評価し、価格等を決定することになり、その配分資産の通知は11月末ごろになる見込みでございます。

なお、民営化に伴いまして、土地及び家屋につきましては従来の2分の1の軽減措置が全額課税となり、償却資産につきましては5年間2分の1の減額措置が適用され、その後は全額課税となります。

次に、住宅使用料、道路占用料の収入未済の理由についての御質問でございますが、住宅使用料未納者は19名でございます。そのうち新年度に入り完納した者4名、支払い命令を受けた者1名、行方不明者2名、分納者10名、その他2名となっております。未納の理由につきましては、世帯主または家族が病気等のため収入が少なく、分納をしている者がほとんどでございます。不納欠損につきましては、2名でございますが、いずれも行方不明となっております。今後収納率向上に一層の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、道路占用料の未納は2社でございます。そのうち1社は倒産、1社は全国的にわたる有線放送業者で、不法占用でございます。この不法占用業者につきましては国で告訴中でございます。また、不納欠損につきま

しては2社でございます。そのうち1社は倒産、1社は有線放送業者の占用でございます。

次に、土地売払収入に関しての御質問でございますが、まず土地売り払いについての基本的な考え方でございますが、現在普通財産の多くはその土地の上に私有の建物が建っております。したがって、払い下げにつきましては、原則として建物所有者が払い下げを希望する場合は、不動産鑑定士の鑑定による価格を基本として公平、公正に対処をいたしております。

次に、主な土地払い下げにつきまして、その内容と理由を申し上げますと、まず那古字大浜に所在する雑種地ほか実測481.49㎡を1616万6468円で昭和女子大学の学生研修施設用地として売却したものでございます。次に館山市館山字北下台に所在する雑種地274.22㎡の土地を大森商事株式会社に貸し付けておりましたが、申請により1053万4709円で売却したものが主なものでございます。

次に、生活保護費の減少の著しい理由についての御質問でございますが、昭和57年度、58年度と2年続けて約1%ずつ減少をいたしまして、59年度は58年度とほぼ同率でございます。57、58年度と続けて2年度減少したことにつきましては、特にこれといった理由は見出せませんが、年金、老人保健等、他法関係が充実してきたことによるものではないかと考えております。却下件数が増加していることにつきましても、判定基準を特に厳しくしたというような事実はございません。従来どおり法律に従い公正に業務を執行してきた結果でございます。

次に、水道費について、市営水道から三芳水道への給水はどのくらいだったかという御質問でございますが、昨年の渇水期に伴います市水道からの応援総給水量は2万3821㎥でございます。異常渇水に対します対応といたしましては、断減水等によって生活に支障を及ぼすような事態は極力回避するよう配慮することはもちろんでございますが、適時適切な広報活動、給水制限の実施、応急給水の実施、緊急水源の確保等の対策活動が効果的に行えるよう備えることが必要でございます。なお、抜本的には市及び三芳水道の現状より見まして安定した水源の開発、確保が必要であろうと考えております。

次に、国保の徴収率減少の理由についてでございますが、まず第1点といたしまして考えられますのは、被保険者中に罹病率の高い高年齢者層が多いため、他市と比較して税が高いということ、第2点、担税力の弱い世帯が多いということ、さらに第3点といたしまして、景気が回復してきていると一般にいわれておりますが、滞納者は依然として景気回復の恩恵には浴していない、そういうようなことが原因ではないかと考えております。

次に、その他特別財政調整交付金の250万円についての御質問でございますが、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第10号により保険給付の適正化、広報活動の強化、電算導入による事務の改善等、経営努力が顕著で国保事業の適正運営に努力しているということで交付を受けたわけでございます。

以上、答弁を終わります。

○1番（神田守隆君） 市税の徴収率の減少理由をめぐって、大体今の市民の懐が大変厳しいという内容が今の話からも察せられるわけなんです、この問題と今の国保税のお話からも高年齢者層とか、担税力が弱いとか、いろんな御指摘がございましたけれども、要するに税金が払えない状態というのが非常にふえてきているんだ、ひと口に。

ということは、直線的には結びつかないにしてもいわゆる生活保護との関係でいきますと、いわゆるボーダーライン層と申しますか、こういうものが非常にふえているということをこの数字からはうかがえるわけなんです。ところが、現実の生活保護どんどん減っていく、しかも、国なんかでは水準は変わらないんですけれども、館山だけ減っていくというのは、今のお話でも何か釈然としないものを感じるんです。

却下件数なんかの点でいきますと、非常にふえているということも実際あるんで、59年度では却下が11件というようなことで、54年度が1件、55年度が2件というようなことからすると非常にふえたわけなんです。だから、意図的なものはなくて、すべて適法にやっているんだといっても何か釈然としないものを感じるんです。こうした却下の内容についてどうであったのかお聞かせをいただきたいんです。確かに生活保護それ自身はいろんな側面がありますから、他法による救済だとか、いろんな面があるから生活困窮が直ちに生活保護に結びつかないということも、それはそれ

なりに理解はいたしますけれども、しかし状況としてはそうした潜在的な需要といたしますか、こういう言葉があるかどうかわかりませんが、相当ふえているんだ、こういうふうなふうに考えますので、特に審査にあたって却下が多くなったということについての御説明をいただきたいと思うんです。

それと、電電の関係については、結構であります。

それから、市営住宅の住宅使用料関係であります、これもやはりお話を聞きますと大変なことで、病気でやら、収入がえらく減ったとか、あるいは行方不明になってしまって所在がつかめないだとか、ぞっとするような話がたくさんあるかと思うんです。こうした市営住宅の住宅使用料を生活が困窮したり、あるいは病気であるという場合にはそれなりの減免の処置というものが規定の中でもうたってるわけで、やはり突然行方不明になられちゃっても困るわけで、こうしたことについての処置が適切に行われているのかどうかお伺いしたいと思うわけで、こうした減免について件数や何か、あるいはそうしたいろいろな事態——病気だとか、失業であるとか、いろんな収入減の事態に対して市の方ではそれなりの対応を行って指導をしているのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

土地の売り払いの問題については、わかりました。

その点についてだけお伺いいたします。

◎民生部長（鈴木 力君） 生活保護の申請に対しまして却下いたしました理由についての御質問でございますが、年度別に申し上げますと、昭和54年度におきましては1件ございますが、これは生命保険の解約分により自活が可能になったということによりましての却下でございます。それから55年におきましては2件ございますが、収入が最低生活を上回るという状態になったということで1件、そのほか給料を受給するような状態になった、ということで自立可能ということで1件ございます。それから56年度におきましては6件ございまして、いわゆる預金の手持ち分が自立可能となったというものが4件、それから扶養義務者の援助により自立可能になったというのが1件、それから休業補償金の活用によりまして自立可能というふうになったのが1件。それから57年度におきましては8件ございまして、収入が最低生活を上回るような状態だということで3

件、それから預金の活用ができるのではないかということで5件ございます。58年度におきましては10件ございまして、手持ち金が活用できるのではないかということで7件、それから生命保険の解約後のいわゆるそのお金によりまして自立できるというものが3件。それから59年度におきましては11件でございまして、手持ち金活用によって生活できるというものが5件、収入が最低生活費を上回っているということによりましての却下が5件、それから一応申請内容というものが不正確であった、いわゆる虚偽の申請ということでの却下が1件、こういう状況でございます。

○経済部長（吉岡政雄君） 住宅使用料の減免につきましてのお尋ねでございますが、入居者の方々の実態をよく把握いたしまして、市にございましてところの市営住宅設置及び管理に関する条例の中の施行規則——免除の基準、また減額の基準等にあわせまして、対応してまいりたいと考えております。

なお、59年度に減免にかかった方が4名、60年度では現在5名おります。

以上でございます。

○議長（流山源次郎君） 以上で1番議員君の質疑を終わります。

通告者による質疑は終わりましたが、通告をしない議員で御質疑ありませんか。

○27番（安西益男君） 4点ほどお聞かせいただきたいと思うわけでありまして。

54条でございます。防災対策費の報償費のうちの災害等見舞金制度の件であります。これは39件に対して63万円が支出されておるわけがあります。この支給内容についてお伺いしたいわけでございます。これは罹災者の状況に応じて段階的に支給されておると思っておりますけれども、この制度につきましては44年に提案し、実施していただいておりますが、これまで何回か改正されておると思っておりますけれども、最終的に改正されたのはいつだったか。そして、59年度に39件の支給された内容の内訳について、ひとつお伺いさしていただきたいと思っております。

次は、75条でございますが、19節の負担金補助及び交付金についてでございます。老人クラブの補助金でございます。699万円。これはク

クラブ数は幾つであって、そして総体的の人数は何名いらっしゃるか。そして、クラブの人数の最高に多いクラブの人数は何名か。それから最低のクラブは何人いるかについてお伺いしたいわけですが、その支給の実態については人数割りか、あるいはまたクラブ単位で支給されているか、そういう点についてお聞かせいただきたいわけですが。

それから、85参になります。環境衛生費の19節負担金補助及び交付金についてであります。安房郡市広域市町村圏事務組合の火葬場費の負担金944万4000円となっておりますが、これは館山市分の負担金だと思いますけれども、この事務組合総体の負担金はどのくらいか。また、使用件数について市と市外を区別してお知らせいただきたいと思ひます。

もう1点でありますけれども、113参になります。公園費の19節負担金補助及び交付金でございます。館山運動公園整備事業負担金5800万円。この件につきましては当初の完成時期より進捗状況が遅れていると思ひますけれども、現状におきましてはどのくらいの割合に進められておりますか、そして、完成はいつごろになりますか。これは現状の報告をいただく程度で結構でございますけれども、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎民生部長（鈴木 力君） 第1点の御質問でございますが、災害等罹災者見舞金の支払いました内容でございますけれども、昭和59年度におきましては、住家が全焼したというものに対しまして見舞金を支給いたしましたものが4件でございます。それから、全焼に準じて家屋が火災で焼けたというものに対しまして1件でございます。それから、住家の半焼、半壊が1件でございます。以上が火災の関係でございます。それから、事故によって死亡または行方不明となった者に対して支給したものが7件でございます。それから、なお交通事故等によりまして負傷した者に対して支給したものが26件でございます。

それから、この制度の改善ということで改正いたしましたのが、最近では57年4月1日から現行の制度に改正をいたしております。

それから、なお老人クラブに対する補助金についてのお尋ねでございますけれども、現在館山市内におきまして老人クラブ——補助金を支給したクラブの数でございますが、120クラブでございます。それに対しまし

て会員の数は総数で6600人でございます。なお、最も大きな人員の多いクラブといたしましては84名を擁するクラブがございます。それから、最低の老人クラブは31名でございます。

◎経済部長（吉岡政雄君） 館山運動公園の整備事業のことでございますが、現在、県営事業によって行っております公園は、本年度は野球場ですとか、テニスコート、多目的グラウンド、エントランス広場等の完成がなされまして、昨年11月から一部供用を開始しておりますところでございます。

なお、61年度以降につきましては、体育館ですとか、またテニスコート等の施設の夜間照明灯ですとか、もろもろの設備が行われ、まだ3年、4年というような歳月がかかるんじゃないか、このようなことを考えておりますが、いずれにいたしましても県営事業でございますので、私どもの方と内容を検討しながら、お話し合いをしながら、市民の方々がよりよく使えるようにしていただきたい、このように考えておるところでございます。

以上です。

◎市長公室長（斎藤武男君） 安房郡市広域市町村圏事務組合の火葬関係でございますが、総体的な予算としましては1億5700万余でございます。

それから、火葬件数の関係でございますが、安房広域圏全体の数でございますが、1645件でございます。そのうち圏域外の関係でございますが、51件でございます。館山市の関係につきましては519件、そのようになっています。

◎27番（安西益男君） この罹災者見舞金の件でございますけれども、57年に最終的な改正が行われたということでございますが、それぞれの段階的な支給額をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

それから、老人クラブの最高の団体が84名、最低が31名ということでございますけれども、団体単位か人数別かの支給の状況、これをお聞かせいただきたいと思うわけでございます。

◎民生部長（鈴木力君） 災害等罹災者見舞金の支給額でございますけれども、59年度におきましては住家の全焼に対しまして支給したものが先ほど4件と申し上げましたが、1件当たり3万円でございます12万

円でございます。それから、それに準じたものが2万円ということでございまして、1件でございまして2万円。それから、住家の半焼、半壊あるいは非住家の全焼、全壊——住家の半焼の場合には1件当たり2万円でございます、1件でございまして2万円を支給しております。それからなお死亡、行方不明につきましては3万円でございます、これが7件ございましたので21万円。それから、負傷者に対しましては1万円の支給額でございますので、26件ございましたので26万円、こういう状況でございました。合計63万円ということでございます。

なお、老人クラブに対します支給方法につきましては、ただいま調べてお答えを申し上げます。

◎27番(安西益男君) 見舞金制度でございましてけれども、これまでかなり多く、何100人といえますか、非常にこの制度によって大勢の方たちが大変潤ったというふうに思うわけでございますが、当然これは精神的な見舞いということではなく、全く困窮に窮したそういった立場の方たちでありますだけに、この支給額について近い将来改正するお考えはないかどうか、この点が1点でございます。

老人クラブの状況わかりましたら、ひとつお聞かせください。

◎民生部長(鈴木力君) 老人クラブに対する補助金につきましては、1クラブ当たり年間4万8000円を支給しております。

なお、罹災者見舞金の改正につきましては、今後検討いたしてみたいと思っております。

◎27番(安西益男君) 単位ごとか、人数ごとかということをお聞きしたわけですがけれども、老人クラブの……。

◎民生部長(鈴木力君) 老人クラブに対する補助金でございまして、先ほど申し上げましたとおり人員にかかわらず1クラブ当たり4万8000円を支給しております。

◎27番(安西益男君) 最高の人員のクラブが84名、最低が31名、概略3分の1強というわけでございまして、支給が単位の4万8000円ということでございましてけれども、非常に人数の開きが多いわけでございます。これに対して一様に、平等といえますか、そういったクラブ活動が非常にでこぼこな感じを受けるわけでございましてけれども、大分以前にそ

ういったやはり要望等も聞いたことがあるわけでございますけれども、これは人数別に支給されるというような方法が公平だというふうに考えるわけでございますが、そういった方法について御検討されるお考えがあるかどうか、その点お聞かせください。

○民生部長（鈴木 力君） 老人クラブの補助金につきましては、県の方からの補助金のからみがございますので、人員別の交付方法等につきましてはその点はよくまた検討、協議するなり、あるいはまた老人クラブと相談するなり、一応の検討はいたしてみたいと思っております。

○議長（流山源次郎君） 他に御質疑ございませんか。

○2番（田沢勝信君） 1点だけお尋ねいたしますけれども、総務費の中の産業医報酬16万8000円支出されておりますけれども、この件に関しましては3月の予算委員会の報告、その中でも——これは安全衛生法に従って産業医が月1回職場を巡回して必要があればその責任者に対して勧告をする、そういう法に基づいて決められているものだと思いますが、昨年度1回も実行されていないということになりますと、私は法の趣旨から制度が設けられているわけですから、これが実施されていないのに産業医報酬が16万8000円計上される、これは私は適法かどうかということで非常に疑問を持つわけです。その辺についてどのようなお考えを持っているのかお聞かせ願いたいと思んです。

これは、3月議会の中で予算審査特別委員長からも特別に報告されておりますので、それ以降本年度に入りまして巡回がされているのかどうかあわせてお聞かせ願いたいと思います。

その1点だけについて質問をしたいと思います。

○総務部長（川畑喜代志君） 産業医に対する報酬の件でございますが、まず、今年度の状況からお話し申し上げますと、予算委員会で御指摘いただきましたことを検討いたしまして、毎月1回ということで本庁並びに各主たる出先の大きなところ、そういうところにつきまして巡回をお願いしてございます。

それから、59年度決算で16万8000円が使用されたわけですが、確かに巡回ということはありませんでしたが、やはり私どもの方でいろいろ御相談に何うということで、産業医ということをお願いしたとい

うことでお支払い申し上げております。

以上です。

◎2番(田沢勝信君) 私は、この項目は市の方が相談するためにあるんじゃないと思うんです。産業医みずからが職場を巡回して、それで必要とあらば責任者に対して勧告を与えることができる、そういう法の制度のもとでできたものだと思うんですね。したがって、市の責任者が相談するためにこういう制度が設けられてはいない、産業医に義務づけられているものなんです。その法に従って自治体でも予算化しているわけですから、それが1回も実施がないということであれば私はこの支出についてはやはり法の趣旨に沿っていないというふうに言わざるを得ないんです。その件についてもう一度お聞かせ願いたいと思います。すなわち、相談活動でこういう予算が計上できる性質ではないと思うんです。

それと、もう1つ関連しまして、相談活動ということでされたようでありますから、どのような相談が具体的にされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

あわせて、今年度に入って産業医に巡回をお願いしているということでございますから、具体的に巡回しているのかどうなのか。巡回しているとすればいつの日、どこを巡回したのか、お聞かせ願いたいと思います。

◎総務部長(川畑喜代志君) 本年度の実績と申しますか、そういうものにつきまして今資料を取り寄せていますので、しばらくお待ち願いたいと思います。

それから、巡回のないままに支払うことがどうかという御質問でございますが、私どもといたしましては産業医としてお願いしたということで、いろいろ御相談申し上げていることでもありますので、報酬はお支払いしたということでございます。

お答えいたします。昨年度の活動でございますけれども、職員につきまして毎月1回旧正木の処理場と本庁でございますけれども、職員に対する健康相談を衛生管理者——市の保健婦でございますが、こういう方々が健康相談をいたしまして、その結果を産業医に報告いたしまして、その衛生管理者——保健婦を指導していただく。さらに胸部レントゲン、それから成人病検査、職員に対して毎年行っているわけですが、これらの結果をも

報告いたしまして、衛生管理者を指導していただいたということでございます。

それから、今年度の状況でございますが、手元に資料がないわけですが、毎月1回ということでスケジュールを組みまして、現実に市の職員——担当の人事課の職員を伴いまして行っております。

以上でございます。

◎2番(田沢勝信君) 私も十分に——私の理解で申し上げますと、産業医自身に義務づけられたものでありましたから、その巡回がなければ産業医自身の資格が問われると思うんですね。それがお忙しいとか、そういう事情があったかとは思いますが、私はこの予算そのものが法に定められて内容まで決められているわけですから、今後十分検討して実施をしていただきたい、そういうふうに思います。

最後に、その要望だけ申し上げて、十分今後慎重に取り扱っていただきたい、そういうことを申し上げておきたいとします。

◎議長(流山源次郎君) 他に御質疑ございませんか。

◎20番(石井武敏君) 先ほどの私の質問に関連をしまして、今少しく質問を付け加えさせていただきますというふうに思います。

先ほど最後に部長がお答えになりましたエレベーターの件でございますが、部長は保証の契約——保証期間が1年であるというようにお答えになったと記憶しております。1年と言いますと、これが昭和58年10月にセッティングいたしましたから、59年の10月ということになると思いますが、事実上保守点検が有料で始まっているのが59年4月1日から始まっていると私は思いますが、となりますと、保証期間にもかかわらず保証の期間に有料で保守点検を依頼しているということになりませんか、その点を確認したいと思います。

それから、技術者が9名こちらに年間4回にわたりいわゆる保守点検に来ているということでございますが、この9名の人件費が4回で135万、新館、本館の点検料で、これは技術料でございますが、この9名がきちんとこちらに来て仕事をしているのでしょうか、どうでしょうか。資料があったらいいです、この点は。確認をしておきたいというふうに思います。

先ほどの答弁ではいわゆる会社側の見積もりにあります7万2000円

の雑材費の中には会社が点検に用いる資材、すなわち具体的に部長がその資材の種類を答弁の中でお述べになりましたが、グリース等々です。当然会社側で必要な資材が含まれているというように私は答弁の中から承ったわけでございますので、もしそうであるならばそうしたものをぜひ総点検を——ほかの種類いわゆる保守点検にわたりまして、いわゆる館山市では現在78件にわたりまして保守点検をしているわけでございますから、1000万円に何々とする予算を使いましてやっているわけでございますので、この中から節減ができるようにひとつ御努力をしていただきたいというように思いますが、そのエレベーターの件につきまして重ねて御質問申し上げます。

◎総務部長（川畑喜代志君） お答えいたします。

コミュニティセンターのエレベーターの保守点検の件でございますが、先ほど保証期間1年ということで御答弁申し上げました。保証の内容といたしましては、1年の間に故障等があった場合に修理は無料で行うという意味の保証でございます。私どもお願いしております保守点検というのは安全管理の面で行っておるわけですし、性格がちょっと異なりますので、1年の間に保守点検作業が有料で入っているんじゃないかというお言葉ですが、安全管理の面におきまして月2回の保守点検をお願いしたということでございます。

それから、庁舎内の空調設備の点検に9人来るということで予算上といえますか、積算上なっておるわけですが、その確認はしておるかということですが、担当者が確認をいたしております。

それから、グリース等の問題でございますが、これは保守点検と申しますか、やはり機械の円滑に動くための潤滑油と申しますか、なくてはならない油等でございますので、やはりこれは機械を持っておる私どもが負担すべきだということで考えております。

◎20番（石井武敏君） いわゆるエレベーターにつきまして、もうちょっとお尋ねをしておきたいと思いますが、このエレベーターは1年間は故障したら補償しましょうということで、その安全性における保守点検——保守点検というのと非常に共通性があるという、見解の相違がここで生ずると思いますが、私は非常に共通性があるというように思います。とい

うのは、その理由の裏づけとしましては、この業者は保守点検をサービスの中に期間中入れてるんです、ある程度。入れているでしょう。この保守点検を保証のサービスの中に組み合わせて入れているでしょう。含んで入れているわけですよ。ですから、非常に業者の方としても保守点検、いわゆる故障したものを無料で直すサービスと保守点検というのを抱き合わせで考えているということです。ただ、私は期間がはっきりしてないということなんです。いわゆる業者がこの保守点検をサービスした期間というのがはっきりしているわけです。いわゆるこれは58年10月から59年3月31日まで、ここまでの間の保守点検はサービスで行っているんですね。それはエレベーターを買っていただいたから故障があったら無料で直しましょう、保守点検もいたしましょうということで、この期間はちゃんと業者が保守点検も含めて保証しているわけです。向こうで含んでやっているわけですね。だから、そういったものは私は保守点検も含んでいいと私は思っているんです。いわゆる保守点検というものと部品が故障したのを無料で直すというサービスを縦分けるか一緒にするかという問題がここにあると思いますが、私はこのエレベーターを市で買ったこの業者はこれを抱き合わせにしてサービスをしているんですよ。ただ期間が58年10月から59年3月31日までなんです。

それと保証期間の保証の契約というものは書類できちんとなっておりませんか。きちんとした書類でなっておりますか。1年間保証しますという保証の安全性を保証する、あるいは無料で直す、故障があったら責任を持ちます、管理上責任を持ちます、等々、それに類した内容で1年間の保証している契約書がちゃんとありますか、質問します。

○議長（流山源次郎君） 暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 零時07分 再開

○議長（流山源次郎君） 休憩前に引き続き審議を再開いたします。

○総務部長（川畑喜代志君） コミュニティセンターのエレベーターに関する保証期間、それから保守点検につきまして御答弁申し上げます。

58年10月から1年間ということの保証期間が設けられております。これは故障した場合に修理は設置者が行うということの内容でございます。

それから、保守点検につきましては、59年4月から市が保守点検の相手方と契約を締結いたしまして、保守点検をお願いしているという状況でございます。あくまでも安全管理面からみて、私どもで保守点検をお願いしているという状況でございます。

以上です。

○20番（石井武敏君） ですから、保証に関する契約書があるかどうかという質問ですので、その辺だけを明確に答えてもらえばいいです。保証契約書があるかどうか、1年間保証しますという契約書があるかどうかという質問でございますので……。質問の趣旨を取り違えないように、その辺だけ明確に答えてくれれば質問を終わりますから。

○総務部長（川畑喜代志君） 保証期間を明示した契約書等につきましては、現在取り寄せ中でございますので、暫時お待ち願いたいと思います。

○20番（石井武敏君） 質問を終わります。

○議長（流山源次郎君） 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

決算審査特別委員会の設置・付託・委員の選任

○議長（流山源次郎君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号乃至認定第8号昭和59年度各会計決算につきましては、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（流山源次郎君） 御異議なしと認めます。よって、決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、

4番議員	日下 君敏君	7番議員	榎本 春光君
9番議員	福原 勤君	16番議員	松下 正己君
20番議員	石井 武敏君	21番議員	吉田勇治郎君
22番議員	林 豊君	23番議員	伊賀 多朗君

25番議員 五十嵐 昇君 26番議員 石井 正君

以上10人を指名いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(流山源次郎君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10人の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました決算審査特別委員会委員の方々は、後ほどこの議場において正副委員長の互選を行いますので、御了承願ひます。

延 会 午後零時10分

◎議長(流山源次郎君) お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(流山源次郎君) 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明9月20日から26日まで委員会での議案審査のため休会、次会は9月27日午前10時開会といたします。その議事は、議案第39号乃至議案第49号、認定第1号乃至認定第8号等に係る各委員会における審査の経過及び結果の報告、討論、採決並びに追加議案の審議といたします。

この際、申し上げます。各議案に対する討論通告の締め切りは9月27日午前9時まででありますので、申し添えます。

◎本日の会議に付した事件

- 1 認定第1号乃至認定第8号
- 1 決算審査特別委員会の設置・付託・委員の選任